



田川市国民健康保険 に加入している人は 8月1日から 受給者証などが新しくなります

高齢受給者証

●対象者 昭和17年8月2日～昭和22年7月1日生まれの人

◎8月1日(火)から「国民健康保険高齢受給者証」が新しくなります。

田川市の国民健康保険に加入している人には、7月未までに新しい国民健康保険高齢受給者証を郵送します。

※8月から高額医療費の上限額が変わります。詳細は同封の通知書を確認してください

※田川市の国民健康保険以外に加入している人は、それぞれの加入している健康保険に確認してください。

【注意!!】国民健康保険証(桃色)は、平成30年3月31日(土)まで使えます。間違って処分しないよう気を付けてください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

●対象者 国民健康保険に加入している人

※70歳以上の人の場合は、世帯主と国民健康保険に加入している世帯全員が住民税非課税であることが必要です。

国民健康保険制度

職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人などを除くすべての人が、国民健康保険の加入者(被保険者)です。

田川市国民健康保険に加入するとき

【手続きに必要なもの】

職場の健康保険をやめたとき
健康保険の資格喪失証明、印鑑

田川市に転入してきたとき
印鑑

子どもが生まれたとき
印鑑、保険証

生活保護を受けなくなったとき
生活保護廃止証明、印鑑

※別世帯の人が届け出る時は、委任状と委任された人の顔写真付きの身分証明(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)が必要です。

【注意!!】

国民健康保険に加入する時や国民健康保険をやめる時は、必ず14日以内に届出が必要です。加入の届け出が遅れた場合には、その遅れた期間の保険料は最高3年間さかのぼって支払うことになり、その期間の医療費は全額自己負担です。また、資格を喪失する届け出

◎現在の「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」、「国民健康保険限度額適用認定証」の有効期限は7月31日(月)までです。8月以降も必要な場合は、8月1日(火)から8月31日(木)に手続きをしてください。

※土日祝日は除きます。なお、申請が遅れると継続して認定できません。

◎医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を見せると、医療費の支払いが1か月の自己負担限度額までになります。入院の場合、住民税非課税世帯は食事代も減額されます。

◎新規の申請は随時受け付けています。

◎過去にさかのぼって減額などはできません。入院などで医療費が高額になった場合はその月末までに、医療費が高額になりそうな場合は早めに申請してください。

【手続きに必要なもの】

●国民健康保険証

●印鑑

●70歳以上の人は国民健康保険高齢受給者証

●1年以内に91日以上入院した人は、入院日数を確認できるもの(世帯主と国民健康保険に加入している世帯全員が住民税非課税

が遅れた場合には、過料を支払わなければならない場合があります。

退職したとき

75歳未満の人が退職した場合には、次の3つの選択肢があります。

①家族が勤めている事業所などの健康保険の扶養に入る

②今までの健康保険を「任意継続」する

③国民健康保険に加入する

なお、いずれを選択した場合も、75歳になれば後期高齢者医療に移行します。

病院などの保険医療機関で受診するとき

保険証を提示することで、年齢などに応じた負担割合を支払うだけで、次のような医療を受けることができます。

①診察②治療③薬や注射などの処置④入院(入院時の食事代は別途負担)

【注意!!】

◎保険の給付の対象とならないものや給付が制限される場合があります。

◎人間ドック、予防接種、歯列矯正、美容整形などは保険の対象外です。

◎大病院(特定機能病院(注1)や一般病床500床以上の地域医療支援病院)に紹介状なしで受診した場合、定額(医科初診の場合は5,000円以上)の特別な料金(保険対象外)を診察料とは別に必ず支払うこととなります。

また、一般病床が200床以上500床未満の病院に紹介状なしで受診した場合に、

である場合)

●平成29年1月2日以降に転入した人は、前の住所地における住民税課税・非課税証明書など

高額療養費

田川市国民健康保険に加入している人は申請すると医療費が戻ります

1か月間(初日から月末まで)に支払った医療費が一定の額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が後から払い戻しされます。ただし、入院時の食事代や部屋代など保険の適用とならない支払いは対象となりません。

【手続きに必要なもの】

- 国民健康保険証
- 国民健康保険高齢受給者証(持っている人のみ)
- 世帯主の印鑑
- 領収書
- 世帯主名義の預金通帳

はり師・きゅう師による施術を受けるとき

対象は、医師による適当な治療手段がなく、はり・きゅうの施術を受けることを認める「医師の同意」がある場合です。

なお、同一疾患にかかる医療機関での治療は認められません。医療機関で同一の傷病に対する診療を受けた場合には、はり・きゅうの施術は、健康保険の対象となりません。

※物療助成(注2)として受診券を交付している施術とは異なります。

(注2) 物療助成・疾病予防

対策として、田川市国民健康保険で指定する施術所での施術に対し一定額の助成を行うものです。医師の同意は必要ありません。

※詳しくは問い合わせください。



国民健康保険についての
問い合わせ
市民課保険係⑪～⑬番窓口
☎85-7140